優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十六年七月二十四日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告致します。

一、優先資本金の額の減少をする目的

特定資産の売却金、特定資産からの収入として当社に交付された金銭及びその他の方法で当社が受領した金銭から、特定借入れ及び特定社債の期限の到来した元利金の弁済、積立金の積立て、その他必要費用を控除した後に残余金がある場合。（以下「優先出資償却減資」という。）、これらを分配することをその目的とする。

二、優先資本金の額の減少をする要件

優先出資償却原資の計算を行った結果、取締役が簡易減資消却を行うことが適当であると判断し、その旨決定したことをその要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期

優先出資償却原資が生じた場合で取締役が適当と認め、決定する時期に行う。

四、減少する優先資本金の額又はその計算方法

取締役が簡易減資消却を行うことが適当であると判断し、その旨決定した後六箇月以内に、初年度からの優先出資償却原資の累積額（但し、過去の利益配当金、過去の有償減資による払出額、取締役がその決定により、以後のⒶ当社の維持・運営にかかる債務の支払、Ⓑ各種積立金の積立て、Ⓒ利益配当の原資の確保のために必要と判断する金額を控除した金額（以下「減資消却可能額」という。）。なお、減資消却可能額が五万円の整数倍とならない場合には直近の五万円の整数倍の金額まで切り下げる。）を上限として、金五万円の整数倍の金額のうちで取締役が合理的に決定する金額（但し、後記七に定める金額と同額とする。）とする。

五、優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数又はその計算方法

優先資本金の額の減少において消却する優先出資はA号優先出資とし、減資消却可能額を五万円で除し、その端数を切り捨てることにより得られる数（以下「減資消却可能総口数」という。）を上限として、取締役が合理的に決定する数とする。

六、優先出資の消却の方法

減少の対象となる優先出資は全ての優先出資とする。但し、まずA号優先出資が優先して減少の対象となり、A号優先出資の全てを消却した後に、B号優先出資が減少の対象となる。

消却金額は一口につき金五万円とし、各優先出資社員の消却の対象となる優先出資の口数は、以下の通り計算されるものとする。

〈A号優先出資〉

減資消却可能額（円）／50,000（円）×（各A号優先出資社員の保有口数／A号優先出資の発行済総口数）
＝各A号優先出資社員の消却口数（小数点第1位を四捨五入）

〈B号優先出資〉

減資消却可能額（円）／50,000（円）×（各B号優先出資社員の保有口数／B号優先出資の発行済総口数）
＝各B号優先出資社員の消却口数（小数点第1位を四捨五入）

なお、B号優先出資の数式における「減資消却可能額（円）」は、A号優先出資の全てを消却した後の金額とする。

七、優先資本金の額の減少において消却に要する金額又はその計算方法

消却の対象となる優先出資の口数に対し、五万円を乗じて得られる金額とする。

八、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

A号優先出資

平成二十六年七月九日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

東静岡15街区デベロップメント特定目的会社

取締役　平本　正和

訂正公告

平成二十六年七月二日（号外第一四九号）掲載の決算公告（枠組）中、流動負債の金額「16,130」とあるは「16,170」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年七月九日

東京都江東区新砂三丁目一番一八号

アシックス販売株式会社

代表取締役　山根　至

訂正公告

平成二十六年五月二十九日（号外第一一八号）掲載の当社と株式会社ランディックに係る合併公告及び当社の第二十九期決算公告（枠組）中、当社の代表取締役に「清水　明博」とあるは「安藤　厚」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年七月九日

東京都新宿区新宿三丁目三四番一一号

株式会社エムエスエス企画

代表取締役　安藤　厚

正　誤

平成二十六年四月十四日（号外第八十三号）消防庁告示第十三号（消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

一六ページ別記様式第三十八中⑥は次のとおりの誤り。

⑥

特定駐車場用泡消火設備

試験	項目	種別・容量等の内容	結果
放射試験	起動性能等	—	
	放射圧力	MPa	
	放射量	L/min	
	希釈倍率濃度	%	
	発泡倍率	倍	
	25%還元時間	sec	
総合試験	電源の自動切替機能	—	
	制御盤 予備電源試験	端子電圧・容量	—
	非常電源切替試験	自家発電設備	—
		蓄電池設備	—
		燃料電池設備	—
備考			

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2　選択肢のある欄は、当該事項を○印で囲むこと。

3　※印の試験は、「加圧送水装置の基準」（平成9年消防庁告示第8号）に適合している旨の表示がされているものにあっては、省略することができる。

4　結果の欄には、良否を記入すること。

5　非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。

6　操作盤が設けられているものにあっては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月九日付第一五四号二二
月九日付参会第一五号三二

八ページ●同日付政府調達第一二七号四〇ページ●四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）